

生駒市教育委員会規則第 3 号

生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 8 日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市教育委員会事務局組織規則（平成 2 年 4 月生駒市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(専門官)

第 7 条の 2 必要に応じ、専門官を置くことができる。

2 専門官は、上司の命を受け、その属する所管の専門的事項を処理する。

(生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第 2 条 生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和 5 6 年 7 月生駒市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表事務職員の項及び技術職員の項中「次長」の次に「、専門官」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。